

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和7年3月

(令和8年3月 一部改正)

石 川 県

目 次

はじめに	1
第1 普及指導活動の課題	1
1 人材の確保・育成	
2 農業所得の向上	
3 農村の持続的発展	
4 能登の創造的復興	
第2 普及指導員の配置に関する事項	3
1 普及指導センター（農林総合事務所農業振興部）への配置	
2 試験研究機関（農林総合研究センター農業試験場 中央普及支援センター）への配置	
3 普及指導員手当の支給	
第3 普及指導員の資質の向上に関する事項	4
1 人材育成計画の策定	
2 向上を図るべき資質	
3 普及指導員の研修	
4 自主的な資質向上に向けた取組を助長	
第4 普及指導活動の方法に関する事項	5
1 農業者に対する支援の充実・強化	
2 普及指導活動の効果的な運営	
第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項	8
1 農業に関する教育への協力	
2 海外技術交流への対応	
3 普及事業の理解促進	

はじめに

本県における協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、昭和23年に国との協同事業として発足以来、農政推進の最も基本的な手法の一つとして、農業の生産性の向上や担い手の育成、農村地域の活性化などの様々な課題に対応して実施しており、本県農業の持続的な発展と、農村の振興に大きな役割を果たしてきたところである。

現在、本県の農業・農村では、担い手の高齢化、後継者不足に加え、人口減少や消費者の嗜好の変化による米をはじめとした国内需要の減少や資材費等の高騰に対応した農業所得の確保、耕作放棄地の増加、気候変動等による自然災害の多発、農村コミュニティの機能低下など様々な課題を抱えている。

一方で、普及組織におけるベテラン普及指導員の退職や若手職員の増加により世代交代が進行しており、普及指導業務に必要な資質を有する職員を継続的に育成・確保するとともに、普及指導活動の一層の効率的・効果的な運営に向けた体制づくりが急務となっている。

また、令和6年の能登半島地震および奥能登豪雨では、これまで経験したことのない課題に直面しており、被災地の創造的復興に向けた新たな普及活動が求められている。

このような状況を踏まえ、今後の本県普及事業においては、直接農業者に接して支援を行う普及指導員がその特性を十分発揮し、技術を核として農業者と地域の関係者等との結びつきを構築することにより、農業者の所得向上と地域農業の生産面、流通面における革新を総合的に支援する役割を果たすものとする。

また、普及指導員に求められる機能を十分に発揮するための資質向上や現場の課題解決能力の強化に努めるものとする。

以上のことから、新たな普及指導活動の基本的な方向と活動内容を示すものとして、石川県協同農業普及事業の実施に関する方針を定める。

第1 普及指導活動の課題

本県では、「石川県成長戦略（令和5年9月策定）」及び「石川県創造的復興プラン（令和6年6月策定）」を踏まえ、令和8年度策定予定の「いしかわの食と農業・農村ビジョン」では、災害からの創造的復興、収益力の高い農畜産業と次世代につなぐ農村づくりを図るという考えのもと、人材の確保・育成、農業所得の向上、農村の持続的な発展、能登の創造的復興の4つの施策を展開する方向で議論が進んでいる。

本県普及事業では、国の「食料・農業・農村基本計画」に基づく諸施策も踏まえつつ、上記の施策の展開方向を基本的課題として位置づけ、普及指導活動を展開するものとする。

1 人材の確保・育成

農業者の減少が急激に進み、深刻な労働力不足が発生している。地域農業や産地を

維持するため、多様な農業人材の確保・育成を推進する。また、経営者の経営管理能力の向上や園芸産地の第3者継承などに取り組むことにより円滑な経営継承を促進する。さらに、将来の地域農業を見据えた地域計画の具現化を進める。

(1) 農業人材の確保・育成や農業参入の促進

- ・ 集落営農組織の再編や農業サービス事業体の育成による新たな担い手の確保
- ・ 農業法人等の経営課題解決に向けたオーダーメイド型普及
- ・ 市町等との連携による多様な労働力の確保

(2) 計画的な経営継承による経営の安定化支援

- ・ スムーズな継承に向けた管理能力の向上
- ・ モデル事例の育成と横展開

(3) 地域計画の実現に向けた支援

- ・ 重点地区を設け、合意形成を促進

2 農業所得の向上

近年、気象変動、資材高騰等により収益力が低下している中、安定した農業所得の確保に向けて、農畜産物のブランド力の強化、水田フル活用による経営の複合化、高温対策や省力化に向けたスマート農業等革新技術による低コスト化、環境負荷に配慮した生産体制の確立等を推進し、持続可能な農業経営を促進する。

(1) 市場ニーズに応える品質・生産量の確保

- ・ 産地リーダーの育成・生産者組織の活性化
- ・ G I 等知財を活用したブランド価値の向上支援

(2) 需要に応じた水田農業の推進

- ・ 麦・大豆・園芸品目の生産安定化支援

(3) スマート農業等革新技術の導入による収益力の向上

- ・ 気象変動に対応した栽培管理や新技術の普及・定着支援
- ・ 経営評価や現地実証を踏まえたスマート農業の社会実装の加速化
- ・ 米の超低コスト技術（乾田直播、初冬直播等）の確立・普及

(4) 環境負荷低減と生産性向上の両立

- ・ 環境保全型農業の消費者、農業者の相互理解促進
- ・ 環境負荷の低減と収益性の両立を目指した栽培技術の普及
- ・ 耕畜連携による家畜ふん堆肥の利用拡大・定着支援

3 農村の持続的発展

中山間地域では過疎化・高齢化が深刻で、農村コミュニティの機能低下が著しい。このため、地域リーダーの確保・育成、集落営農組織育成による共同管理体制の再構築を推進し、農村コミュニティの維持・強化を図る。また、地域資源の活用等による生業づくりを推進し、里山地域の振興を進める。

(1) 地域住民主体の活力ある地域づくりの推進

- ・ 地域リーダーの育成や農村RMOの形成促進
- ・ 多様な人材（集落支援員、地域おこし協力隊等）による集落活動の活性化支援

(2) 生業創出による里山地域の活性化

- ・ 里山振興ファンドの活用による新たな生業の創出・関係人口の増加促進

4 能登の創造的復興

令和6年能登半島地震と奥能登豪雨により、能登地方で大きな被害が発生した。離農者が相次ぎ、大規模経営体への農地集積が加速しているが、労働力確保が難しい状況であり耕作放棄地の増加が懸念される。地域農業の継続のためには、担い手の確保や新たな品目、省力・低コスト化技術の導入などに取り組み、持続可能な農業経営を実現する。また、農業者を下支えする農村コミュニティ機能を維持するため、地域計画の見直しや共同活動の再編、新たな生業の創出などを推進する。さらに、トキの放鳥を契機とした地域活性化を図る。

(1) 新技術・新品目の導入や労働補完の仕組みづくり

- ・ 意欲的な担い手の経営分析・課題解決に向けた支援
- ・ 新たな果樹産地の育成
- ・ サービス事業体（農作業受委託協議会等）の育成
- ・ 省力・革新技術の実装

(2) 多様な人材による集落活動の活性化

- ・ 将来像を見据えた地域計画の見直しや、共同活動の再編支援
- ・ 多種多様な里山資源を活用した交流・関係人口の増大

(3) 「トキめく能登の未来」米づくりの取組拡大

- ・ 認証制度の活用促進
- ・ みどり技術の導入支援・生産者の組織化等

第2 普及指導員の配置に関する事項

県の重要施策の推進と地域農業の抱える課題に的確に対応するため、必要な資質を持つ普及指導員（農業改良助長法第8条に規定。以下同じ。）を確保し、農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとしての農林総合事務所農業振興部及び農林総合研究センター農業試験場中央普及支援センター（運営指針第5に規定されている農業革新支援センターに位置づけ。）に配置する。

なお、普及指導活動に対する的確な進行管理が求められる普及指導センターの長には、普及指導員を配置する。

1 普及指導センター（農林総合事務所農業振興部）への配置

普及指導員の役割を十分に発揮し、地域の課題解決に対応できる能力を有した普及指導員を配置する。また、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保の観点から、普及指導員の任用資格を目指す者を配置し、普及指導員の監督の下に普及指導に従事させることで、課題解決能力の向上を図る。

2 試験研究機関（農林総合研究センター農業試験場中央普及支援センター）への配置

高度な専門性を有し、試験研究、行政、（公財）いしかわ農業総合支援機構等との連携による政策課題への対応、重点課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・指導・調整、他の普及指導員の資質向上を担う普及指導員（以下「農業革新支援専門員」という。）を配置する。

3 普及指導員手当の支給

普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、普及指導員手当については、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保・育成を図る観点から、一般職の職員の給与に関する条例に基づき支給するものとする。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、以下の事項に取組むものとする。

1 人材育成計画の策定

中長期的な普及指導員の人員配置を勘案した上で、資質が継続的に研鑽されるよう、普及指導員の目指すべき人材像、備えるべき能力、経験年数に応じた到達目標、資質向上の方法及びその推進体制を別に定める。

2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる機能を発揮するため、農業及びその経営に関する高度な知識や革新技術並びに効果的に普及指導活動を展開するためのファシリテーション等の能力（新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接し、コミュニケーションを図る能力、地域内外の幅広い関係者と連携を構築する能力及び地域農業の将来の展望に基づいた戦略の立案と合意形成を促進する能力等）について、全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質として、計画的かつ継続的に習得させる。

3 普及指導員の研修

(1) OJT（職場内研修）

普及指導活動の経験年数の浅い者に対しては、集合研修に加え、OJTを行い、普及活動に必要な技術及び知識並びに普及活動の手法について、早期習得を図る。

なお、OJTの実施にあたっては、トレーナーの育成等、所内体制を整えるとともに、受講者が自ら目標を設定し評価する「自己評価システム」の運用を進める。

(2) O F F - J T (職場外研修)

普及指導員の経験年数や普及課題に応じた研修を計画的に実施する。研修の実施にあたっては、国主催の研修を有効に活用するほか、大学や民間企業、先進的農業者等の協力を得るものとする。

また、研修成果は、普及活動検討会等を通じて共有化を図ることとする。

(3) O J T と O F F - J T の連携

O F F - J T で習得したことを実践できるか O J T で検証し、その到達段階に応じて O J T、O F F - J T にフィードバックし確実に資質向上が図られるよう配慮する。

(4) 普及指導センター間の連携強化

普及指導活動の経験年数の浅い者への指導・育成にあたっては、所属だけでなく普及指導センター間での情報共有や交流を活発化させ、普及組織が一体となった育成を推進する。

4 自主的な資質向上に向けた取組を助長

普及指導員が自己啓発に取り組むことができる職場環境を整備し、自主研究グループ活動や、業務に有益な資格取得を促進する。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

普及指導活動を効果的かつ効率的に行うため、普及指導活動の方法に関し、以下の事項に取り組むものとする。

1 農業者に対する支援の充実・強化

(1) 担い手の育成・確保に向けた新規就農者等への支援

農業内外からの新規就農や企業の農業参入を促進し、次世代に農地や技術等の資源を着実に継承することが重要であることから、普及指導センターと関係機関や(公財)いしかわ農業総合支援機構が連携を密にし、就農相談や、「いしかわ耕稼塾」での研修教育、就農地とのマッチングを図るとともに、先進的な農業者と連携し、農業技術の習得の支援や就農の前後にわたる継続的な支援を行う。また、経営管理能力の向上に向けた指導、農作業安全に関する研修の推進も図る。

(2) スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入の推進

スマート農業に関する農業者等からの相談体制を整えるとともに、スマート農業技術導入とその効果を十分に発揮する新たな生産方式を組み込んだ技術体系の普及に向けた計画策定を伴走支援すると共に、試験研究機関や民間企業等と連携し、地域の生産環境等の実情に応じた新たな技術体系の確立及び定着を図る。

(3) 農業経営の課題解決に向けた民間活力の活用推進

経営体の課題解決にあたっては、生産性の向上、経営改善の観点から、民間と連携して行うこと、民間に委ねることを整理したうえで、民間が有する革新技术や経営改善手法、農業支援サービスなどを活用することが有効であるため、専門

作業の受託や農業機械のシェアリング、農業人材の派遣、福祉事業者と農業者とのマッチングなど、民間との連携を積極的に推進する。

(4) 需要に応じた生産体制の構築

加工・業務需要や海外需要が拡大しているほか、有機農産物や環境負荷の低減に資する農産物へのニーズが高まっており、それらに対する栽培方法の指導や流通関係者や教育機関等と連携した消費者への理解促進を図ることで、みどりの食料システムに掲げられた目標に即した生産体制を支援する。

(5) 多様な関係者との連携強化

地域農業の維持や農村の発展に向けた課題解決のため、行政機関、研究機関、農業団体、教育機関に加え、生産資材や食品事業者、民間運営組織、消費者団体などの多様な関係者をコーディネートする役割を果たすとともに、地域農業の発展に資する情報を収集し、公的情報については民間等に積極的に提供する。

(6) 先進的な農業者等との協働

先進的な農業者等（地域の模範となる農業者、産地・地域の継続・発展に貢献する農業者等）については、普及指導年度計画の策定と評価を行う際に意見を求めるほか、革新技術の普及定着や、新規就農者等の育成定着、産地継承など地域農業・農村を振興するための取組を協働で行う。

(7) 研究開発への普及指導員の積極的な参画

農業革新支援専門員をはじめとして、普及指導員は、国や県が行う研究開発に企画段階から参画し、試験研究機関に対して現場の課題や開発途中の技術について改善を要する点等を伝えることにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たす。

また、その成果を活かして農業現場における技術革新を推進することにより、国及び県の農業政策を地域において実施する上での課題や地域農業の課題について、技術面から解決を図る。

(8) 災害からの復旧・復興と自然災害等への対応

被災地における営農再開に向けた支援や復旧・復興に向けた取組を推進するとともに、地震や豪雨等の大規模自然災害に対する備えとして、事業継続と早期復旧を図るための体制整備や運用の見直しを行う。

(9) 都道府県間の連携

広域的な課題について、都道府県と横断的な検討及び解決が図られるよう、農業革新支援専門員が、都道府県間の情報共有及び技術協力等を行う。

2 普及指導活動の効果的な運営

(1) 普及指導センターの運営

普及指導員が地域に密着した活動を行う拠点及び農業者等に対する情報提供並びに相談の場としての機能が十分果たされるよう、組織体制の整備に努め、より効率的かつ効果的に地域課題の解決を図るためプロパ横断的なチーム（地域班）を組む等、柔軟な組織運営を行う。

また、普及事業が総合的かつ効果的に機能するよう、有用な知識や経験の体系

化、可視化、共有化など、普及資源の継承・活用に向けた体制を整備する。

(2) 農業革新支援センターの運営

先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談及び普及指導活動に関わる総合的な企画調整並びに普及指導員の情報伝達を円滑に行うため、国や都道府県の試験研究機関、大学、民間企業等における研究成果や他の都道府県の取組等に関する情報蓄積機能の充実を図る。

また、広範囲にわたる重要な課題については、農業革新支援専門員が、普及指導活動の目標、期間、体制等を明確に定めた重点プロジェクト計画を作成し、当該計画に基づく活動を推進する。

このほか、民間企業との連携、普及指導員の資質向上研修の企画・運営等を行う。

(3) 計画的な普及指導活動の実施

農業革新支援センター及び普及指導センターは、毎年度、普及指導年度計画を作成する。

普及指導年度計画の策定にあたっては、農業者団体や市町などと十分な調整を行うとともに、課題毎に効果が判定できる目標値を設定する。

(4) 普及指導活動の重点化

普及指導活動については、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、必要性及び緊急性が高く波及性があるものに重点化する。

普及指導活動の対象者については、経営改善に意欲的な法人経営体や農業者及びその集団、新規就農者、参入企業等に重点化する。

(5) 普及指導活動の評価

普及指導センターは、普及指導年度計画に基づく活動成果について、四半期ごとに内部評価を行い活動方法の改善を図ることに加え、関係者評価会議を開催し、市町、農業者団体、普及指導協力委員等から評価を受けるものとする。

また、普及主務課は、学識経験者、先進的農業者、消費者代表、マスコミ関係者等で構成する企画推進会議を設けて、毎年、外部評価を行うものとする。なお、3年に1回は対象となるように評価対象の普及指導センターを選定し、主として普及指導活動の課題設定、普及指導計画及び活動結果について意見を求め、活動の改善に努める。

なお、外部評価の結果については、県のホームページで公表する。

(6) 調査研究の適切な実施

普及指導員による調査研究の実施にあたっては、試験研究機関及び関係者等との連携を積極的に図り、現地の課題解決に活用するとともに、所内研修や普及活動事例検討会等を通じて、その成果を共有する。

(7) 関係団体等との連携強化

普及指導活動がより効果的に実施されるよう、先進的な農業者や市町・農業協同組合など関係機関で構成する石川県農業改良普及事業推進協議会及び各地区に設置する地区改良推進協議会等の関係団体、試験研究機関、(公財)いしかわ農業総合支援機構、外部有識者等との連携強化に努める。

また、新規就農者等の育成や、地域特産物の振興等にあたっては、普及指導員
OB等で構成するNPO法人いしかわ農林水産サポートネットとの連携に努める。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 農業に関する教育への協力

県民の農業理解の促進及び将来にわたって農業を担う人材の確保に資するよう、教育機関や市町、農業協同組合等が行う農業に関する教育に対し、協力を行う。

2 海外技術交流への対応

国際的視野を持つ普及指導員を育成するための海外研修の実施や、海外からの農業研修生の受入について、可能な限り努める。

3 普及事業の理解促進

県民への普及事業の理解促進を図るため、県のホームページやイベントを通じた普及活動事例の発信を積極的に行う。